

1 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 都市整備部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 現行の原文では、特定行政庁の許可審査に関し、3か月以内の期間を定めて許可する場合とそれ以外の場合と二段階に分かれている。3か月以内の期間を定めて許可する場合について、根拠の規定や条文はあるか。  
⇒ 法律上3か月という区分はない。事務手数料が地方自治体の手数料条例に移行した時に、県下で可能な限り同金額で設定する方向性が示され、その際に手数料の根拠等を県からの情報をもとに作成した。負担軽減や審査内容の大小で、一定区切られたのではないかと推測している。
- ・ 建築基準法第85条第5項については、こうした区分がなく、一定の許可で規定されている。県が同基準で定められたということで、県内はこうした規定が多いが、尼崎市・伊丹市・川西市は区分設定していない。事務手数料であり、面積で区分するのは理解できる。多くの場合、同じ手続きで審査が行われることになると思うが、それに対して金額が異なるのは、手数料の定め方として適正ではないのでないか。全国では、区分を分けず一律で規定しているケースが多い。その他、審査する建物の面積で区分している自治体もある。全国的にも一定の整理がなされているため、手数料の見直しを行った方がいいのではないか。  
⇒ 面積で区分することは理解できる。3か月のものは審査項目が少ないと認識している事実はあるが、手数料の設定の見直しに関しては、一度検討する。
- ・ 他の自治体では1か月で区分設定しているところもある。事務手数料の考え方を一度見直す必要があるのではないかと考え、申し上げた。